

# GO ファンド投資組合 S W

## 契約締結前交付書面兼重要事項等説明書

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、お客さまにお渡しする書面です。)

**GO ファンド株式会社**

東京都中央区日本橋兜町 8 番 1 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3300 号

2026 年（令和 8 年）1 月 22 日現在

R8JAN-L-0108 1-21

この書面には、GO ファンド投資組合 S Wに係る出資持分を取得するうえでのリスクや留意点が記載されています。予め十分にお読みいただき、ご不明な点は、契約締結前にご確認ください。

GO ファンド投資組合 S Wの出資持分は、元本が保証されないリスクのある金融商品です。

投資組合への出資は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある半面、市場の変動や発行者の信用状況に対応して出資持分に係る価格が変動すること等により、出資元本を割り込み損失（元本欠損）および元本を上回る損失が生じるおそれがあります。したがって、ご出資に際してはお客様の知識、経験、資力、目的等と照らし合わせ、ご自身のご判断と責任においてご出資頂きますようお願い申し上げます。

本書面には、お客さまが本契約を締結する際のリスクや留意点などの重要な内容が記載されております。あらかじめ本書面の内容をよくお読みいただき、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の資力および投資目的、投資経験に照らして適切と判断する場合にのみ、自己の責任において契約してください。また、ご不明点がありましたらお取引前にご確認ください。

GO ファンド投資組合 SW（以下、「本組合」といいます。）は、民法第 667 条第 1 項に基づき成立する業務執行組合員および一般組合員からなる組合であり、各組合員が出資を行い、共同で投資事業（別紙 1）を行うことを目的とし、投資収益を確保することを基本方針としております。

#### ■手数料、報酬その他お客さまが支払うべき対価について

お客さまは、本組合の業務執行組合員（以下、「当社」といいます。）に対し、直接、手数料や報酬は支払いません。もともと、当社に対してはお客さまの出資金が含まれる組合財産から次の報酬が支払われます。

##### 【管理報酬】

計算期間末における各クラスの評価額に年率 2% を乗じた金額の 1 か月分（税別）を、管理報酬として各クラスに係る組合財産からお支払いいただきます。

##### 【成功報酬】

計算期間末に、管理報酬を控除後、かつ、以下で定義する成功報酬の控除前の各クラスの評価額とハイ・ウォーター・マーク（過去の全ての計算期間の終了時における、各クラスの評価額の最高値のことをいいます。以下、「HWM」といいます。）を比較し、その上回った差額に、次の出資元本累計額および評価額の区分に応じて、その区分に掲げる料率（税別）を乗じた金額（以下「成功報酬」という。）を各クラスに係る組合財産からお支払いいただきます。

出資元本の累計額もしくは評価額の高い方	成功報酬料率(税別)
1, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	2 5 %
5, 0 0 0 万円以上 5 億円未満	2 0 %
5 億円以上	1 5 %

なお、出資持分の一部払い戻しにより、組合員の保有出資元本の累計額もしくは評価額の高い方が1,000万円未満になった場合、成功報酬料率は30%（税別）とします。

また、上記の成功報酬料率の基礎となる出資元本累計（当初出資金に追加出資、及び、解約を加減算して計算した金額）は、月初において算定し、その算定月から成功報酬料率を適用するものとし、過去月に遡及して新たな成功報酬料率を適用しないものとします。

#### ■本組合の出資について

本組合の初回出資金額は10,000,000円以上1,000,000円単位です。また追加出資の場合は、1,000,000円以上1,000,000円単位です。お客さまは、出資払込期日までに、出資金額を組合口座に払い込むものとします。当該払い込みの際の振込手数料は、お客さまの負担とします。お客さまは、貸借対照表上の純資産額を超えて分配を受けた場合を除き、本項に規定する出資義務以外に、本組合に対し出資をなす義務を負いません。

#### ■手数料等お客さまが負担する費用について

本組合の事業に関連して発生する費用として、組合財産の取得および処分にかかる費用、会計帳簿等の会計記録の作成費用、弁護士等の専門家費用、その他の本組合の事業に関連して発生した費用等（別紙2）は、全てお客さまの出資金が含まれる組合財産より支払われます。

本組合への出資時、分配金支払時等には、金融機関の振込手数料がかかります。振込手数料については、金融機関により相違・変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。

#### ■出資対象事業に係るリスク

本取得勧誘の対象となる有価証券（以下、「本組合出資」といいます。）は、一定の収益の分配および出資金の返還を保証しているものではありません。本組合出資につき、払込出資金の一部または全部に損失が生じる可能性が存在します。また、元本を上回る損失を被る可能性もあります。リスクの概要は、次のとおりですが、すべてのリスクを網羅したものではなく、お客さまは自らの責任において、知識、経験、資力、目的等と照らし合わせ、必要に応じ専門家に相談するなどして、本重要事項等説明書の記載事項その他の事情を慎重に検討した上で投資判断を行って下さい。

## ① 先物取引等に係るリスク

本組合は、日本国債、国内外の株価指数先物および国内外の債券先物取引（以下、本項目では総称して「先物取引等」といいます。）および GO ファンド投資事業組合マザーファンドを通じて先物取引等を行います。先物取引等の取引価格は、対象とする原商品の指数の変動、金利、為替の変動等により上下しますので、これにより本組合が損失を被ることがあります。

先物取引等は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として想定外の多額の損失を被ることがあります。また、その損失は本組合が差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。さらに、相場の変動等により先物取引等の計算上の損失額が発生した場合は、追加証拠金の差入れが必要になることがあり、結果的に元本超過損が生じるリスクがあります。

株価指数先物取引はあらかじめ決められた時限までに反対売買もしくは、SQ 決済などで決済を行わなければならない取引です。このため、決められた時限までに反対売買による決済を行わない場合は、本組合が SQ 決済などで想定外の損失を被ることがあります。

## ② 信用リスク

当社が倒産手続に服する場合やその他の理由により本組合を脱退する場合など業務や財産の状況の変更があった場合、当社が業務を継続できないことがあり、後任の業務執行組合員が選任されず本組合が解散する、十分に投資が進捗を待たずに解散する場合や適切でない時期の投資の処分が要求される等、本組合の運用成績に悪影響を及ぼすおそれがあり、これにより本組合が損失を被ることや分配の支払が滞ったり、支払不能となるリスクがあります。

また、前述のとおり、先物取引等は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として想定外の多額の損失を被ることがあります。また、その損失は本組合が差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。さらに、相場の変動等により先物取引等の計算上の損失額が発生した場合は、追加証拠金の差入れが必要になることがあります。当社の業務や財産の状況の悪

化により証拠金の差し入れが滞るまたは支払不能となることで、結果的に元本超過損が生じるリスクがあります。

株価指数先物取引はあらかじめ決められた時限までに反対売買もしくは、SQ 決済などで決済を行わなければならない取引です。業務執行組合員の業務や財産の状況の悪化により決められた時限までに反対売買による決済を行われない場合は、本組合が SQ 決済などで想定外の損失を被ることがあります。

### ③流動性リスク

本契約の譲渡は同契約により制限されており、当社の同意が必要です。また、本契約に基づく組合員たる地位を取引する市場は現時点では存在しておらず、お客さまは投資資本の回収ができないおそれがあります。

#### ■書面による解除（クーリング・オフ）の適用の有無

お客さまが当社と締結する本投資事業契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づくクーリング・オフの規定の適用はございません。

## 本組合の募集要項（金融商品取引契約の概要）

### ■ 出資対象事業持分の名称

G0 ファンド投資組合SW出資持分

### ■ 出資対象事業持分の形態

民法第 667 条第 1 項に規定する任意組合契約に基づく出資であり、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第 2 条第 2 項第 5 号に規定される権利（集团的投資スキーム持分、以下、「本組合出資」といいます。）です。

### ■ 発行数

上限・下限は特に設けません。

### ■ 発行価額の総額

上限・下限は特に設けません。

### ■ 発行価格

1 口あたり 10,000,000 円。

### ■ 募集期間（出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項）

随時募集。当社は、計算期間毎に全組合員を代理して、既存組合員以外の者を本組合に加入させることができるものとします。また当社は、当該追加出資者以外の全組合員を代理して既存組合員からの追加出資を受け入れることができるものとします。

### ■ 申込証拠金

申込証拠金はありません。

### ■ 出資または拠出をする金銭の払込みに関する事項

当社が定める出資払込期日までに、お客さまは出資金額を組合口座に払い込むものとします。

### ■ 契約期間

本組合の存続期間は、2025 年（令和 7 年）1 月 1 日から本契約第 32 条に規定された解散のときまでとします。

### ■ 脱退に係る持分払戻の計算方法等

お客さまは、本契約第 29 条に定める事由により本組合を脱退します。脱退の際は、脱退されるお客さまに対して、脱退日の属する計算期間の末日における当該お客さまの持分金額を、脱退日の属する計算期間の末日から 1 か月以内に払い戻します。なお、脱退したお客さまが脱退前に本組合に対して負担していた債務は、脱退によってその効力の影響を受けません。

### ■ 組合員の監視権の内容

① お客さまは、当社に対し予めその旨通知を行った上で、当社の営業時間内において、次の各号に掲げる書類の閲覧または謄写を行うことができます。

- (i) 会計帳簿および記録
- (ii) 本組合にかかる組合契約書
- (iii) 財務諸表等

- ② お客さまは随時、当社に対し書面で本組合の財産状況および業務執行状況につき質問することができ、当社は相当な期間内に適切な方法で当該質問に答えます。

**■出資対象事業に係る財産の所有関係**

組合財産はお客さまの共有であり、お客さまはこれに対し各自の持分金額に応じて比例按分した割合による持分を有します。

**■組合員の第三者に対する責任の範囲**

お客さまは、出資の価額内で間接的に債務を弁済する責任を負うほか、自ら直接第三者に対して責任を負うこととなります。

**■出資対象事業に係る財産が、損失により減じた場合のお客さまの損失分担に関する事項**

各計算期間末において、本組合の事業に関する損益は、下記の「**■損益の帰属**」の定めに基づき各組合員に帰属します。

**■出資対象事業持分の内容**

当社およびお客さまの出資金を資金として、日本国債、国内外の株価指数先物取引・債券先物取引、および GO ファンド投資事業組合マザーファンドへの投資を行うことにより、組合財産となった金銭について、本契約の定めに従い分配を受けます。

**■損益の帰属**

本組合の事業に関する損益は、各計算期間末において、以下の定めに基づきお客さま各員に帰属します。

- ① お客さまが、新規出資および追加出資を行った場合、新たなクラスが作成されます。当社は、お客さまのご氏名、出資時期を明記したクラスを区分し、管理します。
- ② 過去の全ての計算期間の終了時における、各クラスの評価額の最高値をハイ・ウォーター・マーク（HWM）と定義し、クラス毎に管理します。最初の計算期間は出資元本をHWMとします。また、HWMは、過去のクラスの出資持分の一部または全部の払い戻し、利益配当の受け取り金額を加味して計算します。
- ③ 計算日毎に本組合の事業に関する損益を計算し、各クラスの評価額比率に応じて損益分配を行います。この計算の基となる評価額比率は、前計算期間末時点での評価額に当計算期間に作成された新クラスの出資金、および払い戻しに伴う金銭を反映させたものを分母として計算されます。
- ④ 当社は、計算日における各クラスの評価額に年率2%を乗じた金額の1か月分（税別）を管理報酬として計上し、各クラスに係る組合財産から收受します。また、
- ⑤ 計算日における各クラスの管理報酬控除後の評価額とHWMを比較し、各クラスの超過収益に、次に掲げる組合員の保有出資元本の累計額の区分に応じて、その区分に掲げる料率（税別）を乗じた金額を成功報酬として計上し、翌月、各クラスに係る組合財産から收受します。

出資元本の累計額もしくは評価額の高い方		成功報酬料率(税抜)
1,000万円以上	5,000万円未満	25%
5,000万円以上	5億円未満	20%

5 億円以上

15%

なお、出資持分の一部払い戻しにより、組合員の保有出資元本の累計額が1,000万円未満になった場合、成功報酬料率は30%（税別）とします。

また、上記の成功報酬料率の基礎となる出資元本累計（当初出資金に追加出資、及び、解約を加減算して計算した金額）は、月初において算定し、その算定月から成功報酬料率を適用するものとし、過去月に遡及して新たな成功報酬料率を適用しないものとします。

#### ■払い戻し

① お客さまは、計算日の終了日を基準日として、出資持分の一部または全部の払い戻しを請求することができます。この場合、お客さまは、基準日の1営業日前（ただし、投資対象市場が休業日の場合は、繰り上げる）までに払い戻しに係るクラスを指定して当社に予告をしなければならないものとします。当社は、基準日から1か月以内に組合員に金銭にて組合財産の払い戻しを行います。

② 当社は、本組合の運営が困難となる場合のみ、本組合の組合費用の支払等の目的のため必要な場合には、本項目に基づく払い戻しを留保することができます。

③ 組合財産を払い戻す際の振込手数料は、本組合の負担とします。

#### ■事業年度および計算期間

本組合の事業年度は、毎年1月1日から当年12月末日までとします。また、計算期間は毎月1日から末日までの、年12期とします。

#### ■分別管理の方法

① 当社は、新たに組合財産を取得した場合、速やかに名義の変更その他の対抗要件具備のために必要な手続きを行うものとします。

② 当社は、金融商品取引法第40条の3、第42条の4および金融商品取引業等に関する内閣府令第125条および第132条第1項に従い、本組合に関する財産を区分して管理し、組合財産に属する現金の受領、保管および支出は本組合の金銭であることがその名義により明らかである以下の分別管理口座において行うものとします。また、お客さまからの資金および財産と、当社固有の資金および財産とを分別して管理いたします。

③ その他組合財産の管理に関する事項は、当社が適切と考える方法で行うものとします。

<分別管理口座>

住信 SBI ネット銀行 サクラ支店（支店コード 409）

口座名義：ゴウファンド（カトウシクミアイエスタ

口座番号：普通 1010208

#### ■課税関係

本組合において営まれる事業から生じる損益については、本組合の構成員であるお客さまに直接帰属するものとお客さまがそれぞれ納税義務を負うこととなります。なお、税法が改正された場合はその内容が変更されることがあります。個々の状況に応じた課税上の取扱いについては、お客さまの責任において税理士・公認会計士等の税務の専門家や所轄の税務署等に相談の上、ご確認ください。

■出資対象事業に係る手数料等の徴収方法および租税に関する事項

投資事業組合は法人格のない組合であり納税義務を負っておりません。本組合の事業に関連して発生する費用として、組合財産の取得および処分にかかる費用、会計帳簿等の会計記録の作成費用、弁護士等の専門家費用、その他の本組合の事業に関連して発生した費用等（別紙2）は全て組合財産より支払われます。

## 金融商品取引業の内容および方法の概要

当社は、本組合の業務執行組合員として、金商法に基づく投資運用業および第二種金融商品取引業の登録を行っている金融商品取引業者です。また、本組合出資の取得勧誘は、少人数向け勧誘（私募）に該当するため、金商法第4条第1項の規定による届出が行われておりません。本組合出資は、金商法第2条第2項第5号に規定される権利（集团的投資スキーム持分）です。

当社において行う金融商品取引業の方法は以下のとおりです。

- ・当社は、本組合出資の私募および出資された金銭の運用を行います。  
本組合に出資するお客さまは、一般組合員として投資事業組合契約を締結していただきます。
- ・お客さまは、本契約に基づき当社が指定する払込期日までに出資金相当額の払い込みを行います。
- ・本組合出資の申込みに際し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」といいます）に基づき、各出資者およびご担当者の取引時確認を行わせていただきます。また、当社が必要と判断した場合には必要な諸届出（犯罪収益移転防止法に基づく「疑わしい取引の届出」を含む）を行います。

■金融商品取引業者の概要および連絡先

本組合の私募および運用を行う GO ファンド株式会社（当社）の概要は、次のとおりです。

（2025年（令和7年）12月22日現在）

商号	GO ファンド株式会社
金融商品取引業者 登録番号	金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第3300号
住所	東京都中央区日本橋兜町8番1号
設立	2020年（令和2年）3月6日
主な事業	金融商品取引業 （投資運用業、第二種金融商品取引業）
資本金	10,000万円
役員	代表取締役 田沼 豪
電話	03-6667-0537

■加入している金融商品取引業協会および認定投資者保護

当社は一般社団法人日本投資顧問業協会と一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入しています。また、対象事業者となっている認定投資者保護はございません。

■苦情処理措置および紛争解決措置

金融商品取引業務にかかるお客さまからの苦情の申し出への対応およびお客さまとの間の紛争の解決を迅速、誠実、公正かつ適切に行うため、以下のような社内体制を整えています。

1. 苦情処理措置

第二種金融商品取引業においては当社が加入している一般社団法人第二種金融商品取引業協会、投資運用業においては当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会（以下、「協会等」という。）が業務委託している特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下、「FINMAC」という。）が行う苦情の解決により業務関連苦情の処理を図ります。

2. 紛争解決措置

当社が加入している協会等が行うあっせんにより業務関連紛争の解決を図ります。具体的には、FINMAC を通じて紛争の解決を図ることとしております。FINMAC は、当社が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、下記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手順の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会ください。

- ① お客さまからのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客さまからのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

○FINMAC 連絡先

名称：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

所在地：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

受付電話：0120-64-5005

受付時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

<http://www.finmac.or.jp/>

○当社への連絡方法および苦情等のお申し出先

担当部署：コンプライアンス部

電話番号：03-6667-0537

受付時間：当社営業日の 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

[info@gofund.co.jp](mailto:info@gofund.co.jp)

■収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配の方針

お客さまは、各計算期間の終了日を基準日として、出資持分の一部または全部の払い戻しを請求することができます。この場合、お客さまは、基準日の1営業日前(ただし、投資対象市場が休業日の場合は、繰り上げる)までに払い戻しに係るクラスを指定して当社に予告をしなければならないものとします。当社は、基準日から1か月以内にお客さまに金銭にて組合財産の分配を行います。

組合財産を分配する際の振込手数料は、本組合の負担とします。

■当社の権限

当社は、本組合の事業の遂行のため、本組合の名において下記の事項その他本組合の業務を執行し、裁判上および裁判外において本組合を代表します。

- ① 組合財産の運用、管理および処分
- ② 投資証券等に関する議決権の行使
- ③ 組合財産に係る権利の行使
- ④ 本組合の業務上必要な公認会計士、弁護士、税理士等の選任および依頼
- ⑤ 組合財産の分配および持分金額の払戻しに関する事項
- ⑥ 会計帳簿、記録等の作成および保管等本組合の会計に関する事務
- ⑦ 本組合の事業に関し発生した本組合の負担すべき費用、経費および報酬等債務の支払に関する事項
- ⑧ その他本組合の目的の達成のために必要な一切の事項

■出資対象事業の運営に関する事項

- ① 出資対象事業の内容および運営の方針（有価証券の発行者の事業計画の内容および資金使途）

本組合事業は日本国債、国内外の株価指数先物取引・債券先物取引、およびG0ファンド投資事業組合マザーファンドへの投資を行う事業となります。当社は、本組合事業を、コンプライアンスの確保およびお客さま第一の運営方針を持って遂行いたします。

- ② 出資対象事業の運営体制に関する事項

本組合は当社と、お客さまの投資事業組合契約の締結により成立します。お客さまの出資金は、投資事業組合において共有財産となり、当社の意思決定により投資活動が行われます。当社の事業運営は、すべて当社代表取締役がこれを行います。

■有価証券の発行者および運営者の商号、役割および関係業務の内容、発行者の代表者の氏名

有価証券の発行者および運営者の商号：G0 ファンド株式会社

有価証券の発行者（法人）の代表者：田沼 豪

役割：本組合持分の発行

関連業務：本組合の私募および運用

■投資対象有価証券の発行者および財産の運用または保管の委託を受ける者の商号、名称、役割および関係業務の内容

有価証券の発行者および財産の運用または保管の委託を受ける者の商号

：G0 ファンド株式会社

役割：本組合持分の発行

関連業務：本組合の私募および運用

■有価証券の譲渡制限その他投資判断に影響をおよぼすと考えられる重要な事項

a. 一般組合員の地位の譲渡等の制限

- ① お客さまは、当社の書面による承諾がある場合を除き、その組合員の地位（組合財産に対する持分を含む。以下同じ。）について、裁判上および裁判外の事由の如何を問わず、譲渡、質入れ、担保権設定その他一切の処分をすることはできません。
- ② お客さまが、本契約第 27 条の規定に従い、その組合員の地位を譲渡する場合には、  
（i）その有価証券発行勧誘等（金商法第 4 条第 2 項に定めるものを意味する。以下同じ。）が、金商法第 2 条第 3 項第 3 号に該当しないことにより、当該有価証券発行勧誘等に関し、同法第 4 条第 1 項の規定による届出が行われていないこと、および（ii）組合員の地位が金商法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる権利であることを告知し、かつ、あらかじめまたは同時に、その相手方に対し、かかる告知事項を記載した書面を交付しなければなりません。
- ③ 本契約第 27 条に違反してお客さまがなした組合員である地位の処分は、無効とし、本組合は、かかる処分に関し譲受人その他第三者に対していかなる義務も負いません。

b. 脱退の制限

- ① お客さまは、次の事由により脱退します。
  - ・ 解散（但し、合併による解散を除く。）
  - ・ 死亡
  - ・ 破産手続開始の決定
  - ・ 後見、保佐および補助開始の審判を受けたこと
  - ・ 本契約第 30 条による除名
  - ・ やむを得ない場合（但し、業務執行組合員がやむを得ない理由に該当すると認定した場合に限るものとする。）
  - ・ その保有する本組合の全持分について、本契約第 22 条で規定した組合財産の分配がなされた場合
- ② 前項にかかわらず、自然人である組合員が死亡した場合、その法定相続人は、相続の事実を当社に対し書面にて通知することによって、当該組合員の地位を承継することができます。但し、当社は、かかる通知をした者に対して、当該組合員の地位を相続したことを確認するための資料を要求することができます。
- ③ 前項の場合において、相続人が複数いる場合には、共同相続人は、組合員たる地位に基づく権利を行使すべき者一人を定めて、前項の通知をすることを要するものとします。
- ④ 当社は、お客さまが脱退したことを知らずに行った業務執行について、重過失が存しない限り、その責を免れるものとします。

c. 組合財産の分割および分配の請求

お客さまは、原則として本組合の清算手続が終了するまで組合財産の分割を請求することはできません。お客さまおよび脱退されたお客さまは、本契約に明文の定めがある場合を除き、事由の如何を問わず、本組合の解散前に組合財産を分配することを求めることはできません。

d. 公租公課

本組合の事業に関しお客さまに課される公租公課については、お客さまが負担するものとし、組合財産からは支払われません。但し、組合財産の処分等に関して課される公租公課は、お客さまがその持分金額の割合に応じて負担するものである限り、組合財産が負担します。

e. 利益相反取引の緩和

お客さまは、当社ならびにその役員が、(a)本組合の事業と同種または類似の事業を行うこと、および(b)本組合の事業と同種または類似の事業を目的とする他の組合、会社またはその他の団体の組合員(業務執行組合員およびジェネラル・パートナーを含む。)、社員(無限責任社員を含む。)、株主、出資者、取締役または業務執行者となる可能性があることを了承するものとします。また、当社が、(i)本契約締結前に設立された組合につき業務執行組合員、業務執行組合員、営業者またはジェネラル・パートナーとしてその管理・運営を行うこと、および(ii)本組合と目的を同じくする組合の業務執行組合員、業務執行組合員、営業者またはジェネラル・パートナーとしてその管理・運営を行うことは禁止されません。

f. 損害賠償の予定

該当事項はありません。

g. 解散

本組合は、下記のいずれかの事由に該当する場合、6か月前に通告することにより解散できるものとします。

- ① 本組合の存続期間の満了
- ② 当社が、事業の目的を達成することが不能に至ったと決定したこと
- ③ お客さまの全員の脱退
- ④ 当社が脱退した後、お客さまの全員一致により、後任の業務執行組合員が組合員の中から選任されないまま2週間が経過したこと
- ⑤ お客さまの全員一致により解散が決定されたこと
- ⑥ 本組合等が保有する有価証券の残高がゼロとなり、本組合の事業目的が達成されたと当社が判断したこと

h. 配当等に関する事項

① 配当等の総額

2024年12月20日現在、該当事項はありません

② 配当等の支払方法および分配に係る金銭の支払方法

「■収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配の方針」に記載の通りです。

③ 配当等に対する課税方法および税率

本組合において営まれる事業から生じる損益については、本組合の構成員であるお客さまに直接帰属するものとして取り扱われ、お客さまがそれぞれ納税義務を負うことにな

ります。配当は源泉徴収されず、税率は所得税法または法人税法の規定に従い計算するため、組合員により異なります。

■本事業の経理に関する事項

- ① 貸借対照表  
新規の募集のため、貸借対照表は作成されていません。
- ② 損益計算書  
新規の募集のため、損益計算書は作成されていません。
- ③ 出資持分の総額  
該当ありません。
- ④ 発行済みの本出資持分の総数  
該当ありません。
- ⑤ 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額および純損益額  
新規の募集のため、該当ありません。
- ⑥ 本出資持分一口当たりの総資産額、純損益額および配当等の金額  
新規の募集のため、該当ありません。
- ⑦ 自己資本比率および自己資本利益率  
新規の募集のため、該当ありません

■出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、当該有価証券に関する次に掲げる事項

本書作成日現在該当事項はありません。

■出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、当該資産に関する次に掲げる事項

本書作成日現在該当事項はありません。

## ■出資対象事業持分に係る払い戻しに関する事項

### ① 払い戻しの可否

お客さまは、計算日を基準日として、出資持分の一部または全部の払い戻しを請求することができます。

### ② 払い戻しにより行われる出資対象事業持分に係る財産の分配に係る金銭の額の計算方法および支払予定日

お客さまが上記①の出資持分の一部または全部の払い戻しを請求する場合、お客さまは、基準日の1営業日前(ただし、投資対象市場が休業日の場合は、繰り上げる)までに払い戻しに係るクラスを指定して当社に予告をしなければなりません。当社は、基準日から1か月以内に組合員に金銭にて組合財産の分配を行うものとします。ただし、当社は、本組合の運営が困難となる場合のみ、本組合の組合費用の支払等の目的のため必要な場合には、本項に基づく分配を留保することができます。

### ③ 払い戻しに係る手数料

払い戻しに係る手数料はありません。

## 別紙 1

### 【本組合の事業】

- ① 日本国債、国内外の株価指数先物取引・債券先物取引
- ② 前号の他、金融商品取引法に規定する有価証券の売買およびデリバティブ取引ならびに G0 ファンド投資事業組合マザーファンドへの投資
- ③ 本契約の目的を達成するため、銀行その他の金融機関への預金により行う業務上の  
余裕金の運用
- ④ 前各号に付帯する事業

## 別紙 2

### 【費用】

- ① 本組合の組成に関する費用（本契約の変更にあつする費用、登記費用、弁護士、公認会計士、税理士その他専門家に対する報酬、監査費用を含む。）
- ② 組合財産の取得ならびに組合財産の処分等に要する費用（事業調査に係る弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対する報酬を含む。）
- ③ 組合財産に関する権利行使に係る費用（第三者に対する委託費用を含む。）
- ④ 会計帳簿その他会計記録の作成費用および財務諸表等の作成・送付費用
- ⑤ 組合口座の名義変更その他対抗要件具備のための費用、その他組合財産の管理に係る費用
- ⑥ 本組合の事業に合理的に必要な、弁護士、公認会計士、税理士その他専門家の費用
- ⑦ 本組合の事業に関連する法令等を遵守するための費用または本組合の事業に係る法的手続に要する費用（訴訟その他の裁判手続および行政機関による検査・調査に要する費用を含む。）
- ⑧ 本組合の事業に関して発生する公租公課（消費税および地方消費税を含む。）
- ⑨ 本組合の解散および清算に要する費用
- ⑩ 本組合に関し、または本組合の業務執行に際し、合理的に発生したその他の費用（業務執行組合員による調査および情報収集に要する費用ならびに通信費を含むがこれに限られない。）
- ⑪ 業務執行組合員に対する報酬

以上